

上天草市公共施設等アダプトプログラム(里親制度)

身近な公共空間である公園、道路、緑地、河川などの公共施設等の美化清掃について、市民の皆さまがその里親となってボランティアで管理することで、環境美化意識を高め、ボランティア活動の活性化を図りつつ、市民の皆さまとの協働によるまちづくりを推進する活動です。

対象となる活動区域

- ▼公共施設(上天草市が所有する土地・施設)

里親となれる方(個人・団体)

- ▼市民または市内に勤務・通学している方
- ▼活動を1年間以上継続して行う事ができる方
- ▼年間最低3回以上活動ができる方

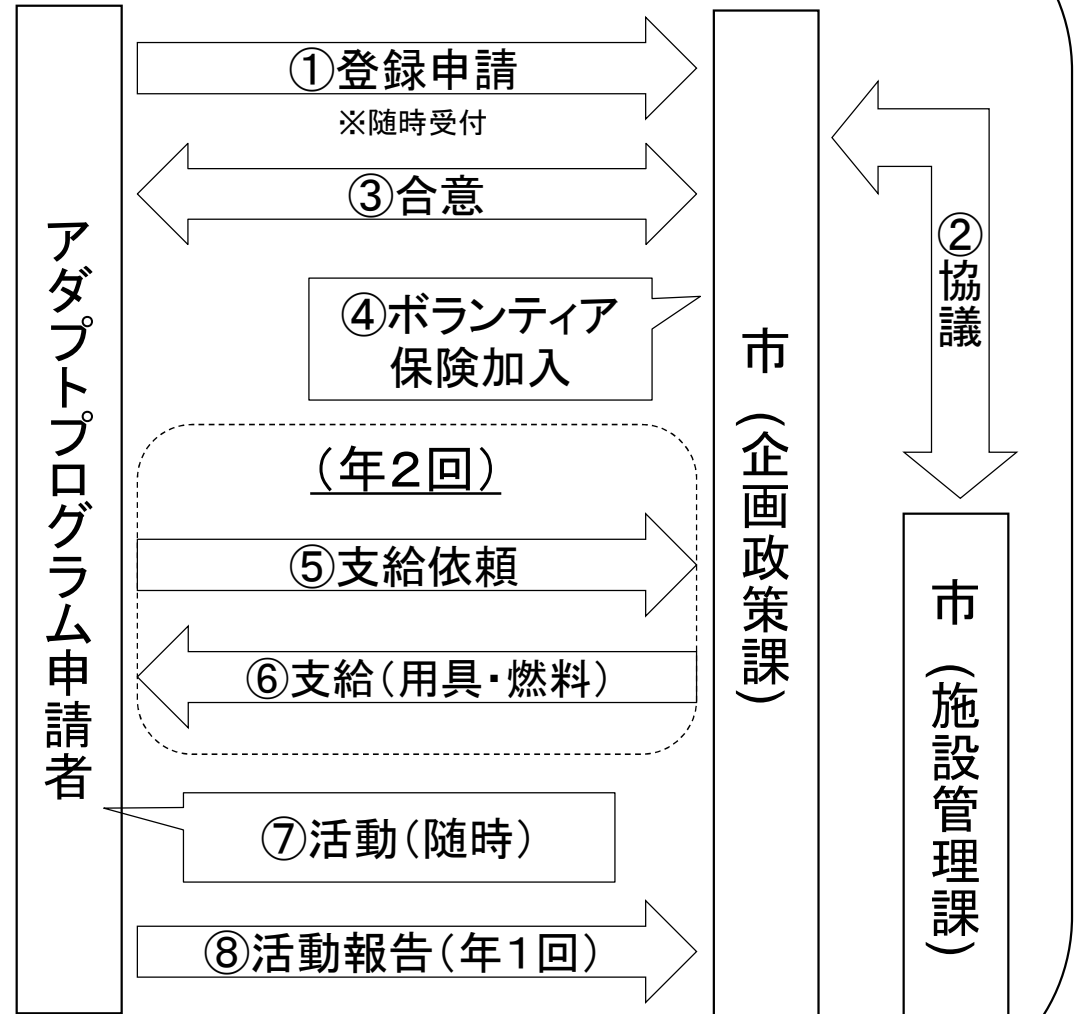
対象となる活動内容

- ▼空き缶や散乱ゴミの収集
- ▼除草作業
- ▼樹木及び草花の生育管理
- ▼不法投棄等の情報提供 など

上天草市が行う支援

- ▼清掃に必要な用具の貸出やゴミ袋、燃料等の支給
- ▼里親の名等を記載した標識の設置
- ▼ボランティア保険の加入
- ▼その他活動に必要なこと
- ▼里親の活動状況を上天草市のHP等で紹介

アダプトプログラム(里親制度)の流れ



上天草市公共施設等アダプトプログラム(里親制度)



【申請～団体登録】

①アダプトプログラム団体への登録申請は随時受け付けております。

〈申請・問合せ先〉上天草市役所 企画政策課 企画係 電話:0964-26-5511(直通)

〈提出書類〉

・上天草市アダプトプログラム里親申込書(様式第1号)

・上天草市アダプトプログラム会員名簿(様式第2号)

②申請内容を確認後、企画政策課と施設を管理する部署とで活動内容・区域について協議します。

③協議の結果、内容が適当と認められた場合は、施設を所管する部署と申請者で合意書を取り交わし、アダプトプログラム団体として登録されることとなります。

【活動(支援)】

④企画政策課で4月初旬にボランティア保険の加入手続きを行い(提出いただいた会員名簿をもとに保険加入手続きを行います)、当該活動での事故などに対応いたします。

※保険は1年単位で適用されます。毎年2月に会員名簿の更新を依頼しておりますので、会員の追加・除名が可能です。また、年度途中であっても個別に追加会員の保険加入を行います。

⑤清掃用品などの支給は、年2回(4月・9月)に行います。「アダプトプログラム用品注文書」を企画政策課から郵送しますので、記載してある期日までにご提出ください。

(支給例)

・草刈機の替刃 ・草刈機用ナイロンコード ・軍手 ・箒 ・熊手 ・のこぎりの替刃 ・電エドラム(貸出)

・除草剤※使用には施設を管理する部署、近隣の土地所有者などの了承が必要な場合があります。

・ごみ袋 ・給油券(混合油)※各自ガソリンスタンドで給油、支払いは市役所にて後払い。

⑥清掃用品は既定の期間までに、各庁舎、支所及び出張所にて受け取りをお願いします。

⑦アダプトプログラム団体にて除草作業などの活動を実施します。活動については、日時、活動人数、活動内容を記録してください(広報に活用するため、可能な限り写真の提出もお願いいたします。)

【活動報告】

⑧毎年2月に活動報告書の提出を依頼しておりますので、年間(4月～3月)の活動実績を毎年3月20日までに報告ください。